資料　2-2

平成30(2018)年度栃木支部事業報告

○平成30（2018）年度 栃木支部事業報告

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係	＜基本方針＞ 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。	
	1．現金給付の適正化の推進 （１）不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化ＰＴの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 【具体的取組み】 ①資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。 ②不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化ＰＴにおいて支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。	1．現金給付の適正化の推進 ①資格取得後3ヶ月以内の傷病手当金、資格取得後6ヶ月以内の出産手当金については、雇用契約書等を確認することにより資格取得が適正がどうか重点的に審査を行った。 ②保険給付適正化ＰＴ会議については、運営方法の見直しを行い業務の効率化を図りつつ、支給の適否を適切に判断した。立入検査の実施はなかった。
	（２）傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 【具体的取組み】 ①システムで抽出される対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3カ月以内に併給調整処理を確実に行う。 ②傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。	①進捗確認を複数人で行い、遅延することなく確実に処理を行った。 ②広報紙や社会保険事務説明会を通じて、傷病手当金と年金との併給調整について周知を行った。

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係	2．効果的なレセプト点検の推進 ・医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 ・内容点検については、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施するとともに、内容点検の一部外注化により新たな点検ノウハウを習得する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 【具体的取組み】 ①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施して、加入者一人当たりの効果額は前年度を上回る額とする。 ②内容点検については、ＰＤＣＡサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率（レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額）について、前年度を上回る率とする。 ③効果的な内容点検を実施するための勉強会を開催し、点検員のスキルアップを図る。	2.効果的なレセプト点検の推進 ■ KPI：査定率 【具体的取組み】 ①資格・外傷点検は、点検事務手順書による統一的な事務処理を行い、効率的・効果的な点検を行っている。なお、外傷点検については、毎月1,000万円の目標設定により、効果額向上を図った。 ②内容点検は、行動計画により、毎月の進捗管理の検証と対策を行い、効果額の向上を図った。また、KPI（支払基金と合算したレセプト点検の査定率）は、支払基金と協力連携が必要のため、7/5に医療費適正化に向けた取り組みの連携強化を依頼し、その後も支払基金との協議の中で、継続して協力連携を依頼。 ③平成30年度は診療報酬改定があり、本部主催の7/12・13（歯科）、7/26・27（医科）診療報酬説明会に参加し、支部伝達研修による情報の共有を行った。また、12/11に支払基金栃木支部からの講義を受けた。点検員のスキルアップを図るために、茨城支部との勉強会を2/5に開催。

	栃木支部		全国	
	29年度	30年度	29年度	30年度
査定率（基金）	0.218%	0.210%	0.293%	0.283%
査定率（協会）	0.137%	0.137%	0.102%	0.100%
査定率（合算）	0.354%	0.347%	0.395%	0.383%

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係		【 レセプト点検効果額 】 （加入者一人あたりの効果額） 栃木支部 / 全国 29年度 / 30年度 / 29年度 / 30年度 資格点検 1,296円 / 1,064円 / 1,263円 / 1,276円 外傷点検 131円 / 496円 / 221円 / 411円 内容点検 190円 / 194円 / 144円 / 144円
	3．柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。	3．柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
	■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	■ KPI：申請割合1.22%（H30.4～31.3） 1.56%（H29.4～30.3）
	【具体的取組み】 ①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり10～15回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。 ②加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化ＰＴを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。	①・患者照会の対象を「3部位かつ10日以上」、「部位ころがしの疑われる施術所」「3か月以上の長期施術」と定め、照会範囲を拡大させた。 ・照会件数 6,768件 照会率 2.73（3部位かつ15日以上 2,478件）（H30.4～31.3）
	4．返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	4．返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
	（１）日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。	（１）日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行った。

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係	■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を90.0%以上とする ■ KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする 【具体的取組み】 ①広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行う。 ②資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。 ③日本年金機構への回収率向上の依頼、社会保険労務士への保険証早期回収の依頼を引き続き行う。 （２）発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	■ KPI：保険証回収率 	期間	回収対象枚数	回収枚数	回収率
---	---	---	---
H30.4～H31.3	73,087枚	67,954枚	92.98% | ■ KPI：資格喪失後受診に伴う返納金の割合 | 基金審査月	医療給付費	返納金額	割合
---	---	---	---
H29.3～H30.2	72,559,904,970円	25,522,216円	0.035%
H30.3～H31.2	75,563,743,700円	48,898,078円	0.065% | 【具体的取組み】 ①新規適用事業所説明会（6回開催）、社会保険事務説明会（12回開催）および委員研修会（8回開催）において、保険証回収の徹底について周知した。 ②平成30年4月、12月、3月分納入告知書に保険証回収強化にかかるチラシを同封し事業所へ送付した。また、前年度から保険証未回収が多かった78事業所へ訪問し、保険証回収の徹底について周知した。 ③保険証未回収の再催告対象者が所属していた1,354事業所あてに、保険証回収にかかる注意喚起に関する文書を送付した。 ④業務グループと連携し、平成30年度任意継続資格取得者数が多い事業所及び保険証未回収催告者数が多い事業所を対象に、退職時の事務手続きにかかる注意喚起に関する文書を382事業所あてに送付した。 ⑤日本年金機構にて行う本人あて保険証回収１次催告時に、保険証回収にかかるチラシおよび協会けんぽあて返信用封筒を同封し、回収率向上に努めた。 （２）発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図った。 ■ KPI：資格喪失後受診による返納金の回収率 | 調定月	返納金額	回収金額	回収率
---	---	---	---
H29.4～H30.3	25,426,568円	18,126,835円	71.29%
H30.4～H31.3	48,881,694円	33,015,374円	67.54%

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係	【具体的取組み】 ①返納金債権の早期回収のため、文書・電話・訪問による催告を強化するとともに、法的手続きによる回収を積極的に行う。 ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。 ③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。	【具体的取組み】 ①文書・電話・訪問による催告後納付が確認できない債務者に対して速やかに法的手続きを実施した。 期間 / 実施件数 H29.4～H30.3 / 53件 H30.4～H31.3 / 75件 ②債権発生後債務者と早期の接触を図り、協会けんぽ資格喪失後国民健康保険に加入した債務者については、速やかに保険者間調整の手続きを行った。 期間 / 請求件数 / 回収金額 H29.4～H30.3 / 84件 / 9,806,043円 H30.4～H31.3 / 134件 / 14,157,928円 ③損害賠償金債権のうち、特に高額債権については、確実に納付が履行されるよう、損害保険会社へ納付期限前に納付を促した。また、加害者直接請求については、請求前に直接加害者へ請求について説明し、納付約束を取り付けるよう努めた。 【 損害賠償金回収率 】 調定月 / 調定額 / 回収金額 / 回収率 H29.4～H30.3 / 58,413,903円 / 58,056,741円 / 99.39% H30.4～H31.3 / 229,246,344円 / 73,439,148円 / 32.04% ※H30.10.18付事務連絡「求償業務における適切な事務処理について」により、債権発生時に事前調定を適切に行ったことにより、回収率は前年度比低下しています。

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係	5．サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■ KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする ■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を83.0%以上とする 【具体的取組み】 ①事務処理手順書に則った業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ②加入者からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。 ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上のため、定期的にミーティング等を行う。 ④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話応対・窓口応対を行う。 6．限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83.0%以上とする	5．サービス水準の向上 ■ KPI：サービススタンダード達成率 100%（H30.4～31.3） ■ KPI：郵送化率 83.3%（H30.4～31.3） ①「業務習得項目表」により審査者の能力を把握し、処理能力の平準化を行った。 ②お客様からの苦情等は、朝礼、メール、回覧により職員に情報の共有化を行った。また、お客様満足度向上のため取り組みとして「電話対応チェックシート」を毎月実施し、チェックシートの結果は上司からフィードバックするとともに、9月に接遇研修を行い、改善ポイントについて周知した。 ③勉強会、ミーティングを定期的に行い、統一的処理ルールの徹底、スキルの向上を図った。 ④郵送化促進のため、広報紙による周知、申請書に押印するスタンプの見直し、電話応対の際のクロージングによる周知を行った。 6．限度額適用認定証の利用促進 ■ KPI：使用割合85.6%（H30.4～31.3） ・使用頻度が低い医療機関への幹部訪問 12医療機関 ・商工会議所、商工会への申請書設置依頼 52か所

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係	【具体的取組み】 ①病院協会等を通じた医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行うとともに、レセプト内容を分析し、限度額適用認定証の使用頻度が低い医療機関に対しては、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を行う。 ②医療機関窓口で事務担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。	
	7．被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を88.0%以上とする	7．被扶養者資格の再確認の徹底 ■ KPI：提出率 88.8%　削除人数751人
	【具体的取組み】 ①未提出の事業所に対する勧奨については、文書による勧奨とあわせて、電話・訪問による勧奨を積極的に行う。 ②未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。 ③高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。	①②未送達事業所については、事業主住所への送付、年金事務所への実態調査依頼により再送付を徹底した。 ③提出された届書を確認し、不備等があるものは事業所あて返戻し、それ以外については、速やかに日本年金機構に送付した。

	事業計画	実施状況
1 基盤的保険者機能関係	8．オンライン資格確認の導入に向けた対応 ・オンライン資格確認サービス利用医療機関の利用率向上に取組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を36.5%以上とする 【具体的取組み】 ①USBを配付している医療機関に対し、資格確認システムの初期設定マニュアルや資格確認の手順書を送付し、訪問により周知する。 ②医療機関に対する利用状況調査（アンケートなど）を行い、関係団体と協力連携し、利用率向上に向けた検討等を行う。 ③USBの利用環境が無くなった等、利用状況に変更があった医療機関からUSBを回収し、適切な管理を行う。	8．オンライン資格確認の導入に向けた対応 ■ KPI：平成30年度平均利用率 **19.0%** （31年3月末現在） 達成率 52.1% 対前年比 +30.0%（30年3月対31年3月比） <月別使用割合> 月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 使用割合（%） 11.5 12.5 12.7 13.1 30.0 20.5 15.5 16.2 28.5 41.4 40.2 37.5 ①参加医療機関におけるサービス稼働率向上のため、文書・電話・訪問による利用勧奨を実施した。 文書 886件 電話 286件 訪問 54件 ②4月に参加医療機関へアンケートを実施し、利用勧奨を行う際の基礎資料として活用した。 ・送付医療機関数 449件 ・回答医療機関数 412件（回答率91.8%） <回答内容内訳> <回答を踏まえた対応策> 今後も利用する 276件 → 利用のない機関に電話 今後は利用しない 100件 → USBトークン回収 利用意向について無回答 36件 → 電話で意向確認 ③長期間利用の無い医療機関に対し、文書・電話にて辞退を促した。 ・平成30年度の辞退等機関数 394機関 <内訳> USBトークン回収 317機関 USB滅失届受付 77機関 ・平成30年度末の機関数 113機関 (30年3月末 507機関)

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	＜基本方針＞ 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等において客観的データ（エビデンス）に基づく効果的な意見発信を行う。また、保険者機能強化アクションプラン（第４期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビックデータの活用やPHRなどの導入に向けて、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。	
	１．ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供・「健康諸表」健康格付型バランスシートHCSヘルシーズやPL型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化をすることにより、とちぎ健康経営宣言事業等の健康経営の普及促進を図る。 【具体的取組み】 ①関係団体と連携した広報や、メディア（テレビ・ラジオ・新聞）などを活用した広報、健康経営セミナーや説明会などを開催することによって、健康格付型バランスシートHCSヘルシーズ等による事業所の健康度の見える化の普及促進を図る。	１．ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 別途詳細を記載
	２．データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（とちぎ健康21プラン2期計画）	２．データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	（１）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ■ KPI：生活習慣病予防健診実施率を60.0%以上とする 事業者健診データ取得率を7.1%以上とする 被扶養者の特定健診受診率を27.8%以上とする ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：198,772人） ・生活習慣病予防健診：実施率60.0% （実施見込者数：119,263人） ・事業者健診データ：取得率 7.1%（取得見込者数： 14,113人） ②被扶養者（受診対象者数：57,529人） ・特定健康診査：実施率27.8%（実施見込者数：16,000人） ③健診の受診勧奨対策 ・健診案内に支部独自のパンフレットを同封し、生活習慣病予防健診の申込み数を増やす。 ・健診機関や関係団体等と密な連携を図り、共同して受診勧奨を積極的に進める。 【具体的取組み】 ⅰ 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えが進むよう健診機関と連携し、事業所に働きかける。また、健診機関毎に目標値を設定し、受診者確保に取り組む。 ⅱ 事業者健診データ提供を効率的に進めるため、健診機関と覚書を結び、早期データ提供を推進する。また、労働局、栃木県と連名通知での勧奨や社会保険労務士会等、関係団体の協力を得て、事業所に対するデータ提供への働きかけを促進する。	１）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ■ KPI：生活習慣病予防健診実施率 59.6% 事業者健診データ取得率 5.6% 被扶養者特定健診受診率 26.3% ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：209,346人） ・生活習慣病予防健診受診者 124,768人 受診率 59.6% ・事業者健診データ取得数 11,705人 取得率 5.6% ②被扶養者（受診対象者数：58,136人） ・特定健康診査実施者数 15,316人 受診率 26.3% ③健診の受診勧奨対策 ・健診案内の封筒の表を「健診のご案内」から「健診補助のご案内」に変更し、独自のパンフレットを同封。24,983社に送付。 ・健診機関による定期健康診断から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨の実施。 【具体的取組み】 ⅰ 生活習慣病予防健診契約機関38機関のうち、23機関との間で30.8月～31.1月の受診者数が、設定した目標値を上回った場合、1件につき、200円の上乗せをするという覚書を交わし、受診者数の拡大を図った。 ⅱ 2月に、加入者数の規模が小さい事業所の加入者個人あてに、生活習慣病予防健診の受診勧奨を19,978人に実施。

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	ⅲ被扶養者の特定健診に関しては、市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を周知したり、年度末に市町との合同健診を設けたり、行政と連携した事業を展開する。また、支部独自の集団健診（オプショナル健診）の場を提供し、受診者アップを図る。 ⅳ健診データを活用し、地域や業種等の特性に合わせ、効率的な未受診者への受診勧奨を行う。 （２）特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応 ■ KPI：特定保健指導の実施率を18.0%以上とする ①被保険者（受診対象者数：27,413人） ・特定保健指導　実施率 18.7%（実施見込者数：5,126人） （内訳）協会保健師実施分 11.0%（実施見込者数：3,015人） 外部委託分　7.7%（実施見込者数：2,111人） ②被扶養者（受診対象者数：1,424人） ・特定保健指導　実施率 4.0%（実施見込者数：57人） （内訳）協会保健師実施分 2.0%（実施見込者数：28人） 外部委託分　2.0%（実施見込者数：29人）	ⅲ事業者健診データの取得については、事業所のデータ提供同意書の提出、健診機関へのデータ作成依頼、紙媒体の電子データ化等を業者委託し、効率的なデータ取得を実施した。（委託勧奨数5,084社、同意書取得868事業所）。 ⅳ被扶養者の特定健診は、県内全市町の集団健診日程を特定健診受診券に同封し、受診勧奨を実施。65,786人に送付。 支部主催のオプショナル健診は、41回実施し、3,349人受診。 ⅴ下期には、6市町の集団健診日程表を作成し、対象地域の未受診者18,992人へ送付した。 （２）特定保健指導の実施状況 ■ KPI：特定保健指導の実施率 19.2% ①被保険者（指導対象者 28,724人） 指導実施者数 5,754人（実施率 20.0%） 内訳：協会実施分 4,169人 委託機関分 1,585人 ②被扶養者（指導対象者 1,429人） 指導実施者数 49人（実施率3.4%） 内訳：協会実施分 19人 委託機関分 30人 ◆被保険者・被扶養者合計 対象者 30,153人　実施者 5,803人　実施率 19.2%

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	③保健指導の受診勧奨対策 ・健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診機関への働きかけを強化する。 ・健康経営での取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、保健指導の効果等を示し事業所に働きかける。 【具体的取組み】 ⅰ 健診機関と具体的な仕組みを検討し、健診当日に初回面談・初回面談の分割実施ができるようにする。 ⅱ 被扶養者の保健指導については、市町と連携を密にして共同での保健指導の実施や各地域での来所相談の場を設け、タイムリーな指導を行う。 ⅲ 保健指導未実施事業所については、保健指導の効果や取組事例を見える化した媒体を使い、指導受入れの勧奨を行う。	③保健指導の受診勧奨 ・健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診機関への働きかけを強化する。 ・健康経営での取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、保健指導の効果等を示し事業所に働きかける。 【具体的取組み】 ⅰ 健診機関で保健指導実施機関に実地調査（14機関中12機関実施）を行い、現状と健診当日の初回面談分割実施への取組みや課題等を把握し、健診当日の保健指導実施について働きかけを行った。 ⅱ 10月に保健指導担当者会議を開催し、初回面談の分割実施を導入し実績を上げている指導機関の事例を共有した。また、3月には、神奈川県立保健福祉大学の佐野教授を招き、「行動変容を引き出す保健指導の実際」という演題で講演いただいた後、支部の保健師・管理栄養士と委託先の担当者と情報交換をした。 ⅲ 特定保健指導の新しい運用に合せて、保健指導の媒体、ツールの検討・作成を行い、9月より実際の保健指導で試行し、保健指導実施効果のアップを検証。下期の支部内研修にて改善点や課題を検討し、ツールを完成させた。 ⅳ 被扶養者の保健指導は、市町に働きかけを行い、市の保健指導日の活用や市役所の相談室を借用するなどし、対象者の利用しやすい機会を設定した（矢板市、小山市）また、県内を6地域に分け、各会場で保健指導が実施できるように案内を行い、34人と初回面談を実施した。（県北、県西、宇都宮、県東、県南、両毛） ⅴ 保健指導対象者がいる全ての事業所に指導案内を送付。事業所への案内送付ができない対象者には自宅に送付し、来所相談を勧奨した。

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	（３）重症化予防対策の推進 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする ①未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,748人 ②糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・健診データ、レセプト情報から重症化予防事業の該当者を効率的に抽出し、事業の充実を図る。 【具体的取組み】 ⅰ 二次勧奨対象者への文書による受診勧奨、特定保健指導時の面談による受診勧奨等を徹底して実施する。 ⅱ 糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、専門医やかかりつけ医、他の保険者と連携し、効果的に実施していく。 ⅲ 医師会と連携し、未治療者・治療中断者への働きかけを積極的に実施する。 （４）健康経営（コラボヘルスの推進） 「健康諸表」健康格付型バランスシートHCSヘルシーズやPL型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化を図る。また、協定・覚書を取り交わしている**行政や関係団体等と連携しながら、コラボヘルスによる県民運動的な健康経営**の普及促進を図る。 【具体的取組み】 ①事業所の健康状態の現状を評価した「健康諸表」健康格付型バランスシートHCSヘルシーズを提供し、健康経営の普及促進を行い、更にとちぎ健康経営宣言へとつなげる。	（３）重症化予防対策の推進 ■ KPI：10.4% ※暫定値 ①受診勧奨後3ヶ月以内に受診した二次勧奨者の割合 二次勧奨1,572人中、163人受診（10.4%）※暫定値 ②糖尿病性腎症に係る重症化予防 ・栃木県糖尿病重症化予防プログラムの糖尿病境界域者については、生活習慣病予防健診実施機関より健診結果に糖尿病予防についてのリーフレットを同封。 【具体的取組み】 ⅰ 受診勧奨については、特定保健指導の中で面談にて受診勧奨をするほか、二次勧奨については、支部からの一斉文書勧奨のほかに、保健師から個別に文書を送り、受診勧奨を実施した。二次勧奨実施 1,572人。 ⅱ 宇都宮市内の医療機関へ保健指導の協力依頼 52機関。 上記機関の糖尿病治療者136人へ保健指導案内を送付し、うち１名と保健指導を開始。 （４）健康経営（コラボヘルスの推進） ■健康宣言事業所数 平成30年度支部目標：400事業所 **279事業所**（31年3月末現在） 達成率 69.8% 対前年同月比 +79事業所 ①健康格付型バランスシート提供事業所数 2,321事業所 ＜事業期間＞7月30日から10月5日（9回分割発送） 12月7日（追加発送） ＜実績＞39事業所がとちぎ健康経営宣言を行った。

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	②とちぎ健康経営宣言後、事業所の取り組みのサポートを行い、1年間の取り組み実施後、評価指標となる「PL型健康度判定表」を提供する。判定結果に基づき、次の1年間の取り組みを決定するとともに、優秀な事業所には経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」へのエントリーを促す。	②165宣言事業所へ健康づくりアンケート　105事業所回収 PL型健康度判定表提供事業所数　103事業所 健康経営優良法人案内送付　588事業所 健康経営優良法人個別相談会開催　31事業所（5会場　9月） 健康経営優良法人認定事業所数　54事業所　（3月4日新聞広告掲載）
	③行政や関係団体等と連携し、健康経営普及促進に向けたセミナーや説明会等を実施する。	③宇都宮商工会議所の会報「天地人」平成30年6月号に健康経営に関する記事が掲載された。 ＜内容＞支部長インタビュー、栃木支部加入の健康経営優良法人認定事業所への取材記事等 ＜他セミナー研修会等＞（演者） ・ 6月 8日 宇都宮西社会保険委員会総会（支部長） ・ 9月26日 上陽工業YFP会研修会（支部長） ・12月 7日 商工会議所連合会 理事会の場（支部長） ・12月19日 中小企業団体中央会 小企業者組織化特別講習会（ｸﾞﾙｰﾌﾟ長） ・平成31年2月22日 宇都宮東社会保険委員会（支部長）
	④新たな団体と協定・覚書を結び、健康経営の普及促進に向けた連携先の拡大を図る。	④平成30年7月24日 栃木県中小企業診断士会と「企業の健康経営促進に関する連携協定」を締結。 ＜目的＞ 企業に「健康経営」が普及することを目指し、相互に連携及び協力し、健康経営の意識向上への取組みを実践することを目的とする。 平成31年2月28日 県内に支社等拠点のある生命保険、損害保険会社と「健康経営の普及促進」事業にかかる覚書」を締結。 ＜目的＞ 栃木支部が実施する「健康経営の普及促進」事業の周知・広報等を行い「健康経営」に取組む事業所の拡充を図ることを目的とする。

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	⑤共通の評価指標を活用し、民間事業者が提供する「インセンティブ」を加入事業所及び加入者が利用することができる仕組みを検討する。	⑤健康格付型バランスシートの送付時に、栃木県信用保証協会による「健康・働き方応援保証”はつらつ”」のチラシを同封。 ＜状況＞ “はつらつ”の利用数 2件
	⑥マスコミへの情報提供により、各種メディアを通じた健康経営の普及促進を図る。	⑥栃木県中小企業診断士会との「企業の健康経営促進に関する連携協定」について、マスコミ各社へ情報提供を行ったことで掲載・放映され、健康経営への取り組みを広く加入者にも示すことができた。 ＜取り上げたマスメディア＞ 4社 とちぎテレビ、日本経済新聞、下野新聞、週刊社会保障(法研)
	⑦事業所が実践している健康経営に関する取組の事例集及び健康経営優良法人申請マニュアルを作成する。	⑦健康経営事例集を作成・配布 （9月～ 5,000部 1月5,000部増刷） 健康経営優良法人2018認定事業所24社の取り組みを掲載 ＜目的＞ 健康経営に取り組んでいない事業所、とちぎ健康経営宣言を行っていない事業所に対し、県内事業所の好事例を展開することで健康経営への取り組みの契機を与え、とちぎ健康経営宣言の拡大と健康経営の普及促進を図る。 ＜配付先＞ ・宣言勧奨事業所 4,500部 ・掲載24社（各社5部） 120部 ・他、セミナー・研修会 1,000部 計5,620部 残は31年度使用
	⑧健康格付型バランスシートHCSヘルシーズの改良やマニュアル類の整備を行う。	⑧健康格付型バランスシートのレイアウト見直し及び作成支援ツールの改良を実施した。 ・レイアウトを縦向きに統一。事業所記号の表示。 ・宛名が記載された送付書の印刷機能の追加。
	⑨「事業所健康度アップ」の状況を「健康格付型バランスシート」によって、経年的に比較し、その効果を検証する。	

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	3．広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 （1）医療保険制度や医療保険の財政状況、健診受診等を通じた個人の健康維持の必要性について、加入者・事業主に十分理解していただくため、引き続き分かりやすくタイムリーな情報発信に努めていく。 ■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする 【具体的取組み】 ①定期広報紙（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ）による広報を実施する。 ②ホームページ、メールマガジン等の内容の充実を図る。 ③メールマガジンの登録件数の拡大を図る。 ④商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。 ⑤年金事務所と連携した研修会や説明会を実施する。 ⑥関係団体等が開催するセミナーや研修会等へ積極的に赴き、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。	3．広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ■ KPI：平成30年度理解度調査結果　支部平均理解率34.1% 各グループの情報を共有して効果的な広報を実施した。 ＜広報媒体＞ ・とちぎテレビ「とちテレニュースＬＩＦＥ」内「協会けんぽインフォメーション」 （毎月第3木曜日　12回/年） ・協会けんぽとちぎ （健康保険委員対象、毎月発行　12回/年） ・社会保険とちぎ （社会保険協会発行、偶数月掲載　6回/年） ・納入告知書同封チラシ （日本年金機構、毎月　12回/年） ・メールマガジン「栃の葉ヘルシーメール」 （毎月+2月臨時号　12回/年） ・ホームページ ④平成31年度保険料率広報　9商工会議所広報誌掲載 ⑤合同研修会　（2月、3月　7回） 新規適用事業所説明会　（奇数月開催　6回/年） ⑥各種研修、セミナー（テーマ） ・9月　市町村職員共済組合主催　（データヘルス計画） ・3月　栃木県保健衛生事業団　（健診・保健指導、健康経営）

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	⑦研修会等でのアンケート等で加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。	⑦健康保険委員を対象に、メルマガについてのアンケートを実施した。 ＜目的＞ メールマガジン未登録者である健康保険委員への登録勧奨及びメールマガジンに対するニーズの把握 ＜事業概要＞ 実施時期：9月7日発送 対象事業所：健康保険委員がいる1,875事業所 アンケート内容：メールマガジン利用の有無、頻度、希望する配信内容 未登録の場合アドレスを記入 ＜回収・実績＞メルマガ支部目標新規500件獲得 417件（22.2%） 取得したアドレス145件 ＜配信状況＞

	30年3月末	31年3月末
配信数	1,179件	1,688件
新規登録	299件	679件

（２）健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を45.0%以上とする	■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合（カバー率） **43.2%** 達成率 96.0% 対前年同月比 +9.7% ＜健康保険委員委嘱状況＞

	30年3月末	31年3月末
カバー率	33.5%	43.2%
健康保険委員数	1,819人	2,245人
事業所数	1,733社	2,068社

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	【具体的取組み】 ①健康保険委員向け定期広報紙（協会けんぽとちぎ）を作成し送付する。 ②年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。 ③新規適用事業所や一定規模以上の事業所への通知および電話による健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ④特定保健指導訪問時に健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ⑤健康格付型バランスシート提供事業所及び職場体操DVD提供事業所への健康保険委員の委嘱勧奨を行う。	①協会けんぽとちぎ ・健康保険委員に毎月発行　発行部数　約2,300件／月 ②合同研修会　550名 11月（表彰式）1回、　2月・3月　7回 ③事業所への登録勧奨 ・トップセールス ＜事業概要＞ 対象　被保険者200人以上の大規模事業所　40事業所 被保険者数合計　15,404人（カバー率5.0%相当） 体制　支部長、企画総務グループ職員 期間　7月から12月 ＜実績＞登録件数22事業所 被保険者数合計9,759人（カバー率3.1%相当） ・外部委託によるダイレクトメール、電話勧奨 ＜事業概要＞ 対象　被保険者10人以上の事業所　4,500事業所 被保険者数合計　114,047人（カバー率35.4%相当） 期間　10月から12月 ＜実績＞登録件数225事業所 被保険者数合計8,916人（カバー率2.8%相当） ・新規適用事業所ダイレクトメール　1,591事業所 8月、10月、1月発送 ⑤健康経営優良法人認定制度2019申請受付開始案内同封 588事業所

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	4．ジェネリック医薬品の使用促進 ・加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。 ■ KPI：協会けんぽ栃木支部のジェネリック医薬品使用割合を75.5%以上とする 【具体的取組み】 ①「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」への参画に向け、栃木県等の関係団体への働きかけを行う。 ②「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」「栃木県薬剤師会」等関係団体との連携による広報を実施する。 ③関係団体と連携してセミナーを開催する等、地域における積極的な啓発活動を実施する。	4．ジェネリック医薬品の使用促進 ■ KPI：栃木支部ジェネリック医薬品使用割合 **79.6%**（31年3月現在） 達成率 105.4%　対前年比+4.1%（30年3月対31年3月比） ＜使用割合＞ ジェネリック医薬品自己負担軽減通知（8月、2月　2回/年） 1回目（8月）55,101件 2回目（2月）41,911件 ③関係機関との連携 ・栃木県薬剤師会と連名のお薬手帳カバー ＜事業概要＞ 期間　8月31日から配布開始 配布機会　740薬局、薬剤師会イベント、セミナー 作成部数　13,500部 ・薬剤師会と共催でジェネリック医薬品セミナー＆薬剤師会主催イベント支部後援 ＜セミナー概要＞ 時期 10月21日（日） 案内送付事業所数 3,000件 参加者 20人 ＜イベント概要＞ 時期 10月20（土）、21日（日） 会場 ベルモール アンケート回答者 800人

	30年3月末	31年3月末
栃木支部	75.5%	79.6%
全国	75.0%	78.9%

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	④ジェネリック医薬品希望シールを各種研修会やセミナー等で配布する。また、関係団体等への設置を依頼する。	④希望シール、小冊子（Q&A）の配布 ・社会保険事務説明会、新規適用事業所説明会等において、ジェネリック医薬品の希望シールと小冊子を配布。 配布部数　3,000部
	⑤ジェネリックカルテやジェネリック医薬品使用割合等のデータを用い、取り組み重点地域や優先順位、支部の課題を把握する。	⑤データの活用 ・ジェネリックカルテの活用 活用先：栃木県薬務課、栃木県医師会、栃木県薬剤師会 活用理由：ジェネリック情報提供ツール発送について協議する場で情報提供資料として活用 ・院内処方の使用割合データの活用 活用先：アプローチ医療機関の選定の内部資料
	⑥ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関等へ文書勧奨・訪問による働きかけを行う。	⑥ジェネリック情報提供ツールの活用 ＜病院・診療所＞ ・郵送　栃木県保健福祉部長と支部長の連名で送付した。 時期　9月10日　466件　、　12月21日　497件 ・訪問　2月15日 獨協、20日 自治　ツール持参説明（企画総務部長） 取組のヒアリング及び使用向上に理解を求めた。 ＜薬局＞ ・栃木県薬剤師会、栃木県保健福祉部長と支部長の3者連名で送付した。 時期　1月25日　526件
	5．インセンティブ制度の本格導入 ・新たに平成30年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行う。 【具体的取組み】 ①インセンティブ制度について支部広報誌、マスメディア等を活用し周知する。	5．インセンティブ制度の本格導入 ①インセンティブ制度の広報活動一覧 平成30年10月紙面掲載を目標に、9月からマスメディアに対しアプローチを行なった。また10月1日にプレスリリースを行い、丁寧な周知広報を徹底した。 平成30年10月13日、下野新聞の「論説」にインセンテイブ制度に関する記事が掲載された。

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係	６．医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ （１）地域毎の診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツールを活用し地域差の要因分析を行う。 【具体的取組み】 ①協会が保有するレセプト・健診・保健指導データを最大限に活用した医療費分析を行う。 ②保険者協議会における医療及び健診データの共同分析を実施する。 ③地域医療構想における二次医療圏ごとの疾病別流入流出状況のデータ分析を行う。 （２）地域医療を見える化したデータベースを活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ■ KPI：他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議へ被用者保険者の参加率を100%とする。 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。 【具体的取組み】 ①医療審議会、医療介護総合確保推進協議会、地域医療構想調整会議、医療費適正化計画協議会や国民健康保険運営協議会において、地域医療政策の立案に積極的に参加し、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら意見を発信していく。 ②とちぎ健康21プラン推進協議会や地域・職域推進協議会において、加入者・事業主の立場に立った意見発信や共同事業の提案を行う。 ③意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータを活用し、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。	６．医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ 本部から提供のあった「標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール」から栃木県の地域差分析資料を作成した。（今後、活用方法を検討し外部へ発信する予定。） （２）地域医療を見える化したデータベースを活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ■ KPI：参加率 **100%** ＜関係審議会等への参画状況＞ 5月28日 第1回宇都宮市地域・職域連携推進協議会（企画総務部長） 6月26日 第1回栃木県がん対策推進協議会（支部長） 6月28日 健康長寿とちぎづくり推進県民会議総会（支部長） 6月29日 第1回栃木県医療介護総合確保推進協議会（支部長） ＜発言主旨＞ 栃木県保健医療計画（6期計画）の進捗状況で、ベースラインを下回る結果があるが、要因を把握して、県の主導で計画実現に向け進めるべき。

調整会議名	参画状況
栃木県県北福祉センター協議会地域医療構想部会	企画総務部長
県西地域医療構想調整会議	企画総務部長
宇都宮地域医療構想調整会議	支部長、健康保険組合連合会
県東地域医療構想調整会議	支部長
県南地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会
両毛地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
2 戦略的保険者機能関係		7月1日　第1回栃木県県北健康福祉センター協議会 地域医療構想部会 （企画総務部長） 7月26日　第1回宇都宮地域医療構想調整会議（支部長） ＜発言主旨＞ ・平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針の取りまとめの進捗状況を考慮するという国からの通知があるが、取り組む県のスタンス、姿勢を確認したい。 ・具体的対応方針や、担うべき役割などの議論を進めていく際には、地域の医療を地域の視点で創っていくという考え方、地域住民の目線で創っていく姿勢が重要だと思う。 8月7日　県西地域医療構想調整会議（企画総務部長） 9月4日　栃木県医療審議会病床整備部会（支部長） 11月30日　平成30年第1回栃木県地域医療構想調整会議（支部長） 12月18日　第2回県西地域医療構想調整会議（支部長） 12月19日　第2回県東地域医療構想調整会議（支部長） ＜発言主旨＞ ・本会議の内容について、県東地域の住民への丁寧な説明、周知を行い、住民の意向を聞く努力が必要である。 1月22日　栃木県医療審議会病床整備部会（支部長） ＜発言主旨＞ ・A医院から、地域包括ケアシステムに寄与するということで19床の増床申請があるが、この地域は休床が150床あるのに総病床数を増やすことを安易に承認すべきではない。病床転換をするなど地域医療調整会議において調整機能を果たすべきである。（データ：平成29年度病床機能報告結果） 1月31日　第2回宇都宮地域医療構想調整会議（支部長） 2月　6日　第2回栃木県県北健康福祉センター協議会地域医療構想部会 （支部長） 他　県内9市の国民健康保険運営協議会に委員として参画

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
3 組織体制関係	＜基本方針＞ 保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。	
	1．人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・協会の理念の実現に向けて経営会議及び企画保健合同進捗会議等で目標管理を徹底し、日々の業務遂行を通じてその目標を達成する。また、標準人員設定の趣旨及び内容等を支部職員一人一人が十分理解し、組織体制を整え保険者機能の一層の発揮に向けた支部運営を実施する。	1．人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・支部内で毎週金曜日に行われる経営会議において、本部の施策の確認や各グループからの報告・連絡・相談を適時に協議し、日々の業務遂行のガバナンスを確保している。また、隔週金曜に、企画保健合同進捗会議を実施し、目標管理の徹底を図っている。
	2．人事評価制度の適正な運用 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。	2．人事評価制度の適正な運用 ・人事評価制度により目標の設定・管理を行い、人事評価制度の「透明性」「公平性」「納得性」を高めるため、管理者（評価者）と職員との十分なコミュニケーションを図っている。
	3．ＯＪＴを中心とした人材育成 ・ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 【具体的取組み】 ①外部講座など、職員の研修機会を確保する。 ②通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 ③プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成を図る。	3．ＯＪＴを中心とした人材育成 ・新入職員入社（1名）のＯＪＴ研修を実施。 ＜外部研修として参加＞ 5月25日　宇都宮市保険医療課との糖尿病重症化事業打合せ 6月5日　特定保健指導実地調査 6月14日　特定保健指導実地調査 7月9日　とちぎヘルスケア産業フォーラム 7月11日　2018健康経営セミナー（埼玉支部） 9月5日　ジェネリック医薬品工場見学 9月25日　とちぎ健康フェスタ説明会

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

	事業計画	実施状況
3 組織体制関係	④支部内人事ローテーションを実施する。	・支部内研修を実施し、情報の共有化や職員のスキルアップを図った。 4月：栃木支部全体会議 5月：個人情報保護・情報セキュリティー・コンプライアンス研修 9月：ハラスメント・接遇研修 12月：メンタルヘルス研修、OJT実践研修 ・業務習得状況の自己評価を実施した。 上期、下期の人事評価期に併せて、業務の習得状況の自己評価を行うことで、職員の業務スキルの向上を図った。また、自己評価を管理者へ提出し、管理者が職員個別の習得すべき項目を把握した。
	４．費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。 【具体的取組み】 ①調達見込み額が100万円を超える調達案件は一般競争入札に付し、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けなどを実施し、一者応札案件の減少に努める。 ②消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理を図る。 ③事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実）を図る。 ④調達審査委員会に付す調達案件については、調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性など調達、予算執行の適切な管理を行う。 ⑤調達結果は、ホームページにおいて公表し、透明性の確保に努める。	４.費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・一般競争入札により、競争原理を働かせ、調達にかかる経費をより安価な価格で調達を行った。（5件） ・節電対策として、空調の徹底管理、照明の定時点灯・消灯、プリンタの制限、ノー残業デー週2回実施した。 ・消耗品回収ボックスを活用したリサイクルコーナーを充実した。 ・調達審査委員会を開催した。 ・調達結果はホームページにおいて公表した。